



4つのごみ出しルールを守りましょう

1. **決められた日の決められた時間までに**(前日から出さない)
2. **決められたごみだけを**(当日のごみだけを、ごみ収集カレンダーで確認して出す)
3. **決められた方法で**(他のごみを混ぜない、透明または半透明の袋で出す)
4. **決められた場所に出す**(自治会、管理会社で決められた場所に出す)

このごみどうやって出すの? ~間違えやすいもの、問い合わせの多いもの~

布団

布団はひもでしばって透明または半透明の袋に入れて「**燃やせるごみ**」の日に出してください。



LED電球

「**燃やせないごみ**」の日に出してください。
※危険ごみではありません。



蛍光管、乾電池

3カ月に1回の「**危険ごみ**」の日には蛍光管、乾電池にそれぞれ分別して出してください。



ソファ、マットレス

スプリングが入っているものは「**金属**」の日に出してください。スプリングが入っていないものは「**燃やせるごみ**」の日に出してください。



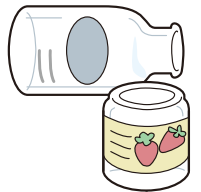
かみそり、縫い針、包丁

かみそりや縫い針は小さな金属容器に入れ、包丁は紙などで包んで「**金属**」の日に出してください。
※危険ごみではありません。



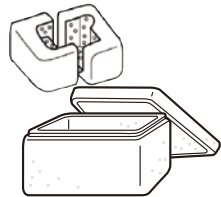
食料品が入っていたびん

「**びん**」の日に出してください。びんの日には海苔が入っていた大きなびんなど、人が口にするものが入っていたびんだけを出してください。一升びんやビールびんなどの再利用できるものは、販売店に返却してください。



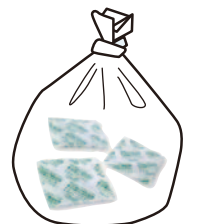
発泡スチロールなどの緩衝剤

家電製品の緩衝剤や冷凍食品が入っていた発泡スチロール製の容器は「**容器包装プラスチック**」の日に出してください。



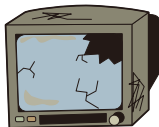
保冷剤、乾燥剤

「**燃やせるごみ**」の日に出してください。
※乾燥材は発熱の恐れがあるので別袋に入れてください。



テレビ

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法の対象品目のため、**市では収集しません**。
※処理方法は、「ごみ分別ガイドブック」の18ページをご覧ください。



ガラス製品

ガラス製の灰皿や花瓶は「**燃やせないごみ**」の日に出してください。
※びんの日ではありません。



これら以外にも分別の種類がありますので家庭ごみ収集カレンダー、ごみ分別ガイドブックまたは津市ホームページをご覧ください。